

徴税吏員証の紛失について

紛失した徴税吏員証については、下記のとおりです。

不審な訪問や連絡等があった場合には、税務課までお問い合わせください。

記

紛失した徴税吏員証番号

第 3-14 号

(表面)	(裏面)
<p>第 号 徴 税 吏 員 証</p> <hr/> <p>伊豆市市民部税務課</p> <p>○ ○ ○ ○</p> <p>年 月 日</p> <p>伊豆市長 公 印</p> <p style="text-align: right;">顔写真</p>	<ol style="list-style-type: none">1 本証は、市税賦課徴収に関する業務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。4 本証の有効期間は、発行の日から2年とする。

以上

伊豆市市民部税務課
Tel.0558-72-9851